

(7)資本金別および所得階層別に関する調

所得階層 資本金別	欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下	
	法人数	うち連結 申告法人数	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
300万円未満	1,055	0	380	468,834	70	386,541	16	143,355
300万円以上 1,000万円未満	4,714	1	1,444	1,875,189	380	2,152,270	83	727,747
1,000万円	2,711	1	674	987,465	232	1,362,843	81	736,289
1,000万円超 5,000万円未満	903	3	318	535,096	155	897,325	52	457,906
5,000万円以上 1億円未満	158	2	29	50,357	12	75,144	3	26,703
1億円	14	0	4	9,469	1	5,107	2	17,758
1億円超 10億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
10億円	0	0	0	0	0	0	0	0
10億円超 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
50億円	0	0	0	0	0	0	0	0
50億円超 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	9,555	7	2,849	3,926,410	850	4,879,230	237	2,109,758

- (注) 1 この調は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの間に事業年度(同日後に終了する事業年度分で平成31年3月31日までに申告書の提出があったものを含む。)が終了した普通法人で外形標準課税対象外の法人について作成した。
- 2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。ただし、事業年度が年2回で、外形標準課税対象である事業年度と対象でない事業年度がある法人については、対象でない最終事業年度の期末現在における資本金の額による。
- 3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した(申告納付期限までに申告していない不申告法人、休業中の法人及び所在不明の法人は除く。)
- 4 分割法人については、当該法人の主たる事務所または事業所が県内に所在するものについて記載した。
- 5 事業年度が2回の法人の所得については、「年所得400万円以下」の欄には、200万円以下のものを記載し、他の所得区分についても同様とした。

年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計	
法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
32	613,950	0	0	3	428,506	0	0	1,556	2,041,186
333	6,183,286	19	1,229,166	14	2,959,768	0	0	6,987	15,127,426
382	8,543,588	68	4,550,496	51	10,352,112	2	3,243,946	4,201	29,776,739
361	8,722,835	111	7,489,469	93	22,325,737	3	3,796,790	1,996	44,225,158
69	1,808,854	29	2,172,688	69	19,096,355	1	9,029,973	370	32,260,074
8	193,648	3	231,435	6	1,839,473	0	0	38	2,296,890
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,185	26,066,161	230	15,673,254	236	57,001,951	6	16,070,709	15,148	125,727,473